

令和6年度

三郷管理事務所 土木施工管理業務

特記仕様書

令和 6年 4月

東日本高速道路株式会社

関東支社 三郷管理事務所

1. 業務概要

1-1 業務名 令和6年度 三郷管理事務所 土木施工管理業務

1-2 路線名 高速自動車国道 東北縦貫自動車道弘前線

高速自動車国道 常磐自動車道

高速自動車国道 東関東自動車道水戸線

1-3 履行場所

契約書第8条第2項に示す履行場所は、埼玉県三郷市番匠免（三郷管理事務所内）とする。

1-4 業務の対象

業務の対象となる工事等の箇所は次のとおりとする。

(1) 工事箇所 (自) 東京都練馬区大泉町 (K P 0. 0)

(至) 千葉県市川市高谷 (K P 49. 2)

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「施工管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は令和5年4月版とする。

3. 施工管理業務費

3-1 管理業務費

本業務の対象となる業務は、下記のとおりである。

(1) 業務概要

- ・ E T C 専用化に伴う標識等検討業務
- ・ 調査等業務の管理支援、関連資料作成
- ・ 関係機関との協議及び資料作成補助
- ・ その他監督員の指示する業務

(2) 工事計画等

1) 新規発注工事

工 種	令和6年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
調査等業務	1件	0件	0件	0件

なお、調査計画の詳細については、別添2-1のとおりである。

2) 契約中工事

工 種	令和6年度しゅん功 予定工事	令和6年度以降 継続工事	備考
維持作業	1件	0件	

なお、上記工事計画の詳細については、別添3-1のとおりである。

3-2 夜間立会

夜間立会とは監督員の指示に基づき 22時から5時の間において現地確認することをいう。夜間立会の数量は、立会時間が4時間未満の場合は0.5人・回、4時間以上の場合は1.0人・回とする。

種 別	予定数量
監督員の指示する現地確認	人員1人あたり2回/年

4. 就業日及び就業時間

共通仕様書 1-9 に示す業務実施計画書の作成にあたっては、下記に示す発注者の就業日、就業時間を参考に受注者の就業規則に基づき業務実施が可能な計画するものとする。

4-1 就業日

発注者の就業日は次の各号に掲げる日を除く日である。

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する日
- ③年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ④その他当社が指定する日

4-2 就業時間

発注者の標準就業時間は、午前9時から午後5時30分（午後0時から午後1時までは休憩時間）である。

5. 直接経費

5-1 管理用自動車

- (1) 管理用自動車の費用には、賃料、保険（搭乗者障害保険含む）、燃料等の費用を含むものとする。
- (2) 管理用自動車の搭乗者障害保険の補償額は、1,000万円/名以上とする。なお、保険加入の写しを監督員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事現場において監督員等の立会、検測等が必要となった場合については、監督員等に管理用自動車へ同乗を求めることが出来るものとする。

6. 貸付品等

6-1 貸付品

契約書第13条第1項及び第14条に規定する貸付品、庁舎等は、次のとおりとする。

なお、貸付品の数量については、業務実施体制資料に基づく業務実施体制（以下「業務実施体制」という。）に基づくものとし、業務実施体制に変更が生じた場合で、監督員が必要と認めた場合は、変更業務計画書に基づく貸付品の数量を変更するものとする。また、貸付品の引渡場所は、履行場所とし、その引渡時期については、業務体制に基づく日とする。

番号	名称	内容	備考
①	管理用事務室等	・受注者が業務を実施するために使用する事務室 ・業務履行場所の施設の一部を業務実施体制により配置される人員1人あたり1.65㎡を貸付する	
②	管理用自動車保管場所	・共通仕様書2-4の規定により配置する管理用自動車の保管場所 ・業務履行場所の施設の駐車場の一部を業務実施体制により配置される管理用自動車1台あたり12.50㎡を貸付する	
③	机、椅子、更衣ロッカ	・受注者が業務を実施するために使用する事務室	

	ー	等に備え付けの備品 ・業務実施体制により配置される人員 1 人あたり 1 脚、1 台を貸付する	
④	パーソナルコンピューター	・受注者が業務を実施するために使用するもの ・業務実施体制により配置される人員 1 人あたり 1 台を貸付する	

6-2 管理用事務室等

管理用事務室の貸付の面積には、6-1の③に示す机、椅子、更衣ロッカーの設置面積を含むものとする。

6-3 パーソナルコンピューター

パーソナルコンピューターに使用するソフトウェアについては、貸付品に備えられているもの及び当社が導入しているもの以外の使用は認めないものとする。なお、貸付するパーソナルコンピューターの利用については、当社の社内ネットワーク利用規定等を遵守しなければならない。

6-4 貸付手続き

(1) 管理用事務室等

受注者は、6-1の番号①及び②については、契約書第14条に基づき不動産賃貸借契約を締結するものとする。不動産賃貸借契約の締結に当たっては、別添5による申請書を履行場所の事務所の長に提出するものとする。なお、不動産賃貸借契約書の標準書式は別添6とする。

(2) パーソナルコンピューター等

受注者は、6-1の番号③及び④については、契約書第13条第2項及び第4項の規定により、借用書・返還書（別添様式1）を監督員に提出するものとする。

6-5 費用

6-1に示す貸付に要する費用は、8. 現場業務直接費に示すとおりとする。

7. 出張旅費等

7-1 精算

当該業務の実施に必要な出張旅費及び有料道路通行料金を7-2及び7-3に従って支払うものとし、契約書第25条の規定に基づき精算するものとする。予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、7-2及び7-3に示すものとする。

7-2 配置技術者出張旅費

出張旅費の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、配置技術者1人・1月当たり10,000円とし、業務履行場所から1-4に示す業務等箇所以外で業務を行う必要が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下に示す額を上限として監督員が当該業務の実施に必要と認めた額により出張旅費を精算するものとする。

区分	上限額
交通費	調査等積算基準第1編1-4による
宿泊費	東京都内に宿泊した場合：10,100円 東京都内以外に宿泊した場合：8,200円

7-3 有料道路通行料金

(1) 受注者の管理用自動車による業務履行場所から1-4に示す業務等箇所への移動について、業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を支払うものとする。

(2) 有料道路通行料金の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、管理用自動車1台・1月あたり27,600円とする。

なお、精算時の有料道路通行料金は、ETC無線通行により要した費用を上限とする。

8. 現場業務直接費

現場業務直接費とは、業務を実施するために直接要する費用で消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、契約書類で受注者の負担で行うとされた業務の従事者が業務実施に際して必要となる管理用事務室等費、水道光熱費、パーソナルコンピューター費に係わる費用等のすべての費用をいう。

8-1 管理用事務室等費

受注者は、6-4の不動産賃貸借契約においては、下表の賃料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）を締結する不動産賃貸借契約に基づき支払うものとする。

1㎡・1ヶ月当り	管理用事務室	管理用自動車 保管場所	備考
賃料	1,417円	259円	机・椅子等の費用を含む

8-2 水道光熱費

受注者は、6-4の不動産賃貸借契約においては、管理用事務室の光熱水費（管理用事務室における電気及び水道料金等）として、1人1ヶ月当り3,900円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）を業務実施体制に基づき、不動産賃貸借契約に基づき支払うものとする。

8-3 パーソナルコンピューター費

受注者は、当社が6-1の番号④に基づき貸付するパーソナルコンピューターの費用として、1台1ヶ月当り5,700円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）を業務実施体制に基づき、業務履行場所の事務所に支払うものとする。

9. 現場業務管理費

現場業務管理費とは、業務を管理するために要する費用で消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、契約書類で受注者の負担で行うとされた業務の従事者が業務実施に際して必要となる滞在費に係わる費用等のすべての費用をいう。

9-1 滞在費

滞在費とは、配置技術者（管理員Ⅳを除く）が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用をいう。

10. 令和9年度以降の取扱い

本業務はR9年度以降も行う予定である。業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の事前検査及び、発注者が提示する業務計画等に対して受注者が作成する業務体制資料を勘

案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。なお、この場合業務体制資料における管理技術者については、本業務において届出た者またはこれと同等程度の業務実施上の能力を有する者の配置を予定しなければならない。

1 1. 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

- (1) 業務委託料における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額については、消費税等の改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。
- (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の改正に伴い適用となる税率に基づき請求するものとする。

1 2. 緊急時の協力業務

本業務期間中に三郷管事務所管内の高速道路において、災害等が発生し三郷管理事務所が当該事象に対応するため体制を構築した場合は、発注者の指示に従い協力するものとする。

以 上

調査等概要書

関東支社 三郷管理事務所

(橋梁設計)

<p>業務名</p>	<p>トキョウガ イカンジト ウシヤトウ ミトカンナイホシユセツケイ 東京外環自動車道 三郷管内補修設計</p>																			
<p>履行内容</p>	<table border="1" data-bbox="405 577 991 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 577 729 624">項目</th> <th data-bbox="729 577 836 624">単位</th> <th data-bbox="836 577 991 624">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 624 729 667">現地踏査</td> <td data-bbox="729 624 836 667">式</td> <td data-bbox="836 624 991 667">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 667 729 710">技術検討資料作成</td> <td data-bbox="729 667 836 710">枚</td> <td data-bbox="836 667 991 710">5 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 710 729 752">既存図面電子化</td> <td data-bbox="729 710 836 752">枚</td> <td data-bbox="836 710 991 752">1 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 752 729 795">図面修正</td> <td data-bbox="729 752 836 795">枚</td> <td data-bbox="836 752 991 795">1 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 795 729 837">設計打合せ</td> <td data-bbox="729 795 836 837">式</td> <td data-bbox="836 795 991 837">1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	単位	数量	現地踏査	式	1	技術検討資料作成	枚	5 4	既存図面電子化	枚	1 4	図面修正	枚	1 4	設計打合せ	式	1
項目	単位	数量																		
現地踏査	式	1																		
技術検討資料作成	枚	5 4																		
既存図面電子化	枚	1 4																		
図面修正	枚	1 4																		
設計打合せ	式	1																		
<p>公告時期</p>	<p>令和 5 年度 4 / 4 半期 (約 1 2 ヶ月)</p>																			

工 事 概 要 書

関東支社 三郷管理事務所

(維持作業)

工事名	三郷管内道路保全工事業務 <small>ミトカンナドノウホセノコウシギョム</small>																																								
工事延長等	単位：k m																																								
	全体	土工	半地下	橋梁	備考																																				
	4 9 . 2	1 . 9	1 4 . 2	3 3 . 1	■第一種 3 級 A 規格																																				
工事数量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">細目</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">令和 6 年度 出来高 (%)</th> <th style="width: 20%;">令和 6 年度予定 出来高 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 0 0</td> </tr> <tr> <td>植栽作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>雪氷対策作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>緊急作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>交通事故復旧作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>小補修作業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>					項目	細目	単位	数量	令和 6 年度 出来高 (%)	令和 6 年度予定 出来高 (%)	清掃作業		式	1	0	1 0 0	植栽作業		式	1	雪氷対策作業		式	1	緊急作業		式	1	交通事故復旧作業		式	1	交通規制		式	1	小補修作業		式	1
項目	細目	単位	数量	令和 6 年度 出来高 (%)	令和 6 年度予定 出来高 (%)																																				
清掃作業		式	1	0	1 0 0																																				
植栽作業		式	1																																						
雪氷対策作業		式	1																																						
緊急作業		式	1																																						
交通事故復旧作業		式	1																																						
交通規制		式	1																																						
小補修作業		式	1																																						
工 期	令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 (1 2 ヶ月)																																								

別添 5

年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

〇〇自動車道 〇〇地区施工管理業務における契約書第 14 条の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
 2. 不動産の所在地
 3. 不動産の使用目的
 4. 必要面積
 5. 貸付希望期間
 6. その他
 7. 添付書類
- 契約書等写し

以 上

当額の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する。	
-------------------------------------------------------	--

(善管注意義務)

第5条 乙は、不動産を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(禁止事項)

第6条 乙は、不動産を第2条に規定する使用目的以外のために使用し、第三者に権利を譲渡又は転貸し、若しくは担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで不動産の原状を変更してはならない。

(維持保全)

第7条 不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む）にかかる維持修繕（大規模な修繕を除く。）は、乙がその費用で行うものとする。

2 乙は、不動産に修繕を要する箇所が生じたときは、直ちにその事項及び事由を甲に報告するものとし、維持修繕工事の内容、実施方法等について了解を得て実施するものとする。

一括払いの場合	分割払いの場合
(費用負担) 第8条 前条第1項の不動産にかかる維持修繕に要する費用及び光熱水費は、乙が負担する。	(費用負担) 第8条 (左に同じ)
2 乙が負担する不動産の維持修繕の範囲は、別紙2のとおりとする。	2 乙が負担する不動産の維持修繕の範囲は、別紙3のとおりとする。
3 甲は、乙が負担する光熱水費を別紙3（or 4）に基づき算定し、乙は、甲の発行する請求書により甲の指定する期日までに甲の指定する方法に支払うものとする。	3 (左に同じ)
4 第2項及び前条2項による維持修繕により不動産に価格の増加が現存している場合であっても、乙は甲に対して有益費の償還を請求できないものとする。	4 (左に同じ)

(実地調査等)

第9条 甲は、管理上必要があると認めるときは、不動産についての報告を求め、又は立入調査することができるものとし、乙は正当な理由なくして、これを拒むことができない。

2 前項に基づく調査等の結果、甲が不動産の管理及び使用等について乙に指示したときは、乙は直ちにこれに従わなければならない。

(特約事項)

第10条 甲が事務所敷地等を管理する上で駐車車両の移動の必要があると認めたときは、乙はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の費用において、責任をもって損害を賠償するものとする。

(甲の免責事項)

第12条 甲の責に帰することのできない事由又は甲が行う正当なる維持修繕及び改造工事等により、乙が被った不便、損害については、甲はその責を負わない。

(契約の消滅等)

第13条 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由によって不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む。以下本条において同じ）の一部が滅失もしくは破損して不動産の使用ができなくなった場合には、第4条に定めた賃料の減額の是非及び額を甲乙協議の上で定めるものとする。

2 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由により不動産の全部または一部が滅失もしくは破損して不動産の使用が不可能となった場合、本契約は当然に消滅する。

協定、委託または請負業務契約等がある場合	協定、委託または請負業務契約等がない場合
<p>(契約の解除等)</p> <p>第14条 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲は、乙に対して相当期間を定めた是正の催告をし、乙がその期間内に是正をしなかったときは本契約を解除できる。</p> <p>一 乙が本契約（次項に挙げられたものを除く）に違反したとき</p> <p>二 乙が不動産を使用していないと甲が認めたとき</p> <p>三 乙が第4条に定める賃貸料を〇か月分以上滞納したとき</p> <p>2 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲はなんらの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができる。</p> <p>一 第1条に規定する〇〇契約が解除されたとき</p> <p>二 乙の資産、信用または事業にかかる重大な変動があり、本契約を継続しがたいと甲が認めたとき</p> <p>三 債務の履行を拒絶する意思を明示したとき、または、債務の一部の履行が不能もしくは債務の一部の履行を拒絶し、これによって残存部分の履行によっては本契約の目的が達成できないとき</p> <p>3 前2項の規定は、各号に該当する事由につき甲の責に帰すべき事由がある場合であっても、甲の解除権の行使及びその効力は妨げられない。</p>	<p>(契約の解除等)</p> <p>第14条（左に同じ）</p> <p>一（左に同じ）</p> <p>二（左に同じ）</p> <p>三（左に同じ）</p> <p>2（左に同じ）</p> <p>（左の第1号を削除）</p> <p>一（左に同じ）</p> <p>二（左に同じ）</p> <p>3（左に同じ）</p>

(期間内解約)

第14条の2 甲又は乙は、契約期間中といえども本契約を解約することができるものとする。

2 前項の解約にあたっては、甲は本契約の解約日の3か月前までに、乙は本契約の解約日の1か月前までに、相手方に対して書面をもって解約の通知をしなければならない。

(原状回復と返還)

第15条 乙は、第3条に規定する期間が満了したとき又は前条の規定により本契約の解除があったときは、甲の指示に従い乙の費用をもって、甲の指定する日までに不動産を原状に復し、返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、原状回復を免除することができる。

2 返還にあたっては、甲乙立会いのもと、不動産の現況を確認するものとする。

(契約の変更)

第16条 本契約の内容について変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、別途変更契約を締結する。

(その他)

第17条 本契約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
東日本高速道路株式会社支社等名
支社等の長

乙

別紙 1

所在地	不動産の名称	貸付面積 (㎡)	備考

(別添図面赤色部分)

別紙 2

回数	請求書発行予定月	請求金額
第 1 回	月	円
第 2 回	月	円
第 3 回	月	円
第 4 回	月	円
計	月	円

(一括払いの場合) 別紙 2

(分割払いの場合) 別紙 3

維持修繕項目	摘要	備考
窓ガラスの破損		
電球、笠、コード、ソケット等 物品の取替	取替は、現在使用中の品質、種 類、数量によること。	
金具、器具及び錠前等物品の修 繕及び取替		
草刈り		
その他軽微なもの		

別添様式1

年 月 日

監督員

殿

(株)〇〇〇〇
管理技術者

借 用 書 ・ 返 還 書

(業務名) _____

下記のとおり借用・返還しました。

記

1. 材料名 _____
2. 数 量 _____
3. その他 _____